

厚生科学審議会 地域保健 健康増進 栄養部会
受動喫煙対策専門委員会に対する意見・要望
— 生活衛生業の受動喫煙防止対策推進 —

一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会

理事長 大森利夫

◇ 全国生活衛生同業組合中央会の構成団体

- ・全国理容生活衛生同業組合連合会
- ・全日本美容業生活衛生同業組合連合会
- ・全国興行生活衛生同業組合連合会
- ・全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
- ・全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会
- ・全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
- ・全国麺類生活衛生同業組合連合会
- ・全国冰雪販売業生活衛生同業組合連合会

(生活衛生同業組合連合会 (16業種))

- ・全国食肉生活衛生同業組合連合会
- ・全国飲食業生活衛生同業組合連合会
- ・全国すし商生活衛生同業組合連合会
- ・全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会
- ・全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会
- ・全国中華料理生活衛生同業組合連合会
- ・全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会
- ・全国料理業生活衛生同業組合連合会

(参 考)

(一社) 全国生活衛生同業組合中央会 構成団体

| | |
|---------------------|------------|
| 全国理容生活衛生同業組合連合会 | 理事長 大森利夫 |
| 全日本美容業生活衛生同業組合連合会 | 理事長 藤原國明 |
| 全国興行生活衛生同業組合連合会 | 会 長 佐々木 伸一 |
| 全国クリーニング生活衛生同業組合連合会 | 会 長 野澤勝義 |
| 全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会 | 理事長 石田 真 |
| 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 | 会 長 井上善博 |
| 全国麺類生活衛生同業組合連合会 | 理事長 田中秀樹 |
| 全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会 | 理事長 鈴木光一 |
| 全国食肉生活衛生同業組合連合会 | 会 長 池田清昭 |
| 全国飲食業生活衛生同業組合連合会 | 会 長 齊藤育雄 |
| 全国すし商生活衛生同業組合連合会 | 会 長 浅野哲哉 |
| 全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会 | 会 長 鈴木章夫 |
| 全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会 | 会 長 田村 真 |
| 全国中華料理生活衛生同業組合連合会 | 会 長 光森幸夫 |
| 全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会 | 会 長 中島ヒロ子 |
| 全国料理業生活衛生同業組合連合会 | 会 長 平井良樹 |

受動喫煙防止対策を推進するために（意見・要望）

一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会

平素、生活衛生業界に対しまして、ご指導賜っておりますことに心より感謝申し上げます。

生活衛生業における受動喫煙防止対策の推進を図っていくため、生活衛生業として取り組みやすく、かつ、的確に実行できる制度としていただけるよう意見、要望を申し上げますので、是非、制度の見直しにご反映いただきますようお願いいたします。

〔生活衛生業とは〕

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（昭和 32 年法律第 164 号）及び政令に基づき 18 業種（理容、美容、クリーニング、飲食、ホテル・旅館、映画、銭湯等）が生活衛生業として規定されるとともに、これら同業者の組合の設立が認められています。

また、業種ごとに全国の組合を取りまとめる 16 業種の全国連合会と、それらを会員とする中央会があり、今般、意見、要望を申し上げます。

〔物価高騰の影響、コロナ禍の後遺症は今なお深刻〕

新型コロナ感染症が落ち着き生活衛生業界も緩やかに回復し、業界全体の「売上げ」はコロナ禍前の状況にほぼ戻ったものの、長引くエネルギー価格、原材料費等の物価高騰などにより経費の支出は大きく増加しており、「利益ベース」ではまだまだコロナ前の状況に戻らない業種、事業者も多く、コロナ禍における資金融資の返済が滞るなど今なお苦境に立たされています。

このような中、従業員確保、賃金アップ、社会保険料事業主負担の増加への対応など、生活衛生業界の経営はこれからも厳しい状況に置かれていく実情をご斟酌願います。

〔受動喫煙防止対策の要望〕

生活衛生業にとっては、たばこを吸う人も吸わない人もお客様ですので、「望まないたばこの煙」に触れることのないよう日本型の分煙対策を的確に推進していくべきと考えています。

1 新型コロナ禍における受動喫煙防止対策の評価

令和2年4月の改正健康増進法による受動喫煙防止対策の施行日は、正に我が国の新型コロナ感染症対策の初動期と重なり、生活衛生業の事業者にとっては新型コロナ感染症防止対策への対応が最優先となっていました。そのような時期においても多くの事業者は、受動喫煙防止のステッカーを調達して店舗・施設に貼付しました。

しかし、いわゆるコロナ禍の3~4年間は、受動喫煙防止対策についても十分対応できなかったことは事実であり、今般の制度見直しのための適正な検証、評価の期間とは言えないと考えています。

2 複雑な制度から、より理解しやすい制度へ

改正健康増進法に基づく喫煙環境を示す標識は16種類あることから、事業者の中には掲示すべき標識が分からなかったとする者もあり、また、お客様も紛らわしいと感じることもあるようです。

喫煙のひと時、語らいの場を確保してあげたい事業者と、喫煙による憩いを求めるお客様の自由のための営業は確保される必要があると考えています。

様々な業種の色々な場面に対応できるよう制度が詳細に定められることは理解しますが、実施・運用する側が理解できなければ効果は挙がりません。特に、小規模事業者の中には、制度を理解した上で受動喫煙防止対策を実施していると思っけていても実は完全ではないなど、当中央会としては、現制度を引き続き十分に指導していく必要があると考えています。

制度を改定する場合には、小規模事業者にもより理解しやすく、的確に実施できる対策としていただくようお願いいたします。

3 受動喫煙防止対策を遵守する新規飲食店等への支援

新たに店舗経営を始める事業者にとって、どのような営業形態を選択するかは極めて重要な経営判断です。喫煙室の設置に伴う設備投資、面積確保等の受動喫煙対策により営業の自由や新規参入機会の平等性を損なうことにならないよう、喫煙室の設置等の支援策をご検討ください。

また、地域住民の交流の場として長年にわたり地域経済やコミュニティを支えてきた喫茶店や小規模な居酒屋、バー、スナックなどは、新規開業が困難な制度設計のもとで後継者による事業承継や若年層の独立

開業が進まない状況は、地域に根付いた飲食文化の衰退を招くおそれがあります。既存店を実質的に保護し、新規店の参入を妨げる制度は、長期的には地域経済の活力を損なう結果となります。

さらに、現在、既存店を事業継承する後継者が従業員や弟子であった場合、経営者の交代は新規として扱われ、既存特定飲食提供施設としての営業を継続できなくなることは、店舗の常連客の店舗選択、店の存続にも影響する大きな問題です。このため、これらの事情を踏まえて継承店舗に対する支援策をご検討ください。

4 生活衛生同業組合及び生活衛生営業指導センターの活動

各都道府県生活衛生同業組合と、組合をまとめる全国連合会、さらに、全都道府県に設置されている生活衛生営業指導センターは、新型コロナウイルス感染症防止対策を最優先としながらも、受動喫煙防止対策等の推進にも取り組んでいました。

その結果、生活衛生同業組合員の店舗施設は、改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の制度(ルール)認識の情報源、標識(ステッカー)の入手先について、多くが生活衛生同業組合及び生活衛生営業指導センターとしています。

しかし、事業者の中には標識の掲示について知らなかった、どこにどの標識を掲示するのか分からなかったなど、適切に掲示できていない店舗等もあり、周知・指導不足であったと考えています。

このため、引き続き受動喫煙防止対策の指導・相談に万全を期す必要があると認識しています。